

### 第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県水墨美術館
指定管理者	公益財団法人富山県文化振興財団
指定管理期間	H30.4.1～R5.3.31
評価対象年度	平成30年度、令和元年度
所管課	文化振興課

評価年月：令和2年10月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の 確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限 の発揮(条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・ 利用者の増加・サービ スの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.0
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.5
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
		安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例 第4条第2号)	施設に係る経費節減 策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正か つ確実にを行うための財産的基 礎及び人的構成(条例第4条 第3号)	指定管理者の財政的 基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に行うだけの経営基盤を維持しているか	2.0
		施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)、が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構 成	職員の指導育成、研修体制は十分か	2.0
<b>総合評価</b>			<b>A</b>

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの  
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

#### 特記事項

特に評価する点	・利用促進に向けた取り組みについて、文化ホール、美術館・博物館等の指定管理業務の経験とネットワークの強みを生かし、館活動に寄り添ったイベントを実施しているとともに、イベントの来場者も増加している。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	・新型コロナウイルス感染症対策として、今後はZOOM配信等を利用したイベントの開催を試みてはどうか。

#### 所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、定期報告書を受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・施設整備の修繕工事の途中経過などの確認、各種企画展等運営状況の確認のため、年間12回程度現地確認を行っている。
指定管理者との連携状況は適切か	・施設の老朽化修繕の必要が生じた場合に、県と指定管理者で連携して問題の解決に取り組んでいる。
モニタリングは適切に実施されているか	・アンケート調査などに基づいて所管課において状況確認を行い、指定管理者とともに対応について協議している。